

最上町 1 か月児健診費用の助成について

最上町では、令和6年4月より「1か月児健診」にかかる費用の助成を開始しました。1か月児健診はお子さんの発育や発達を見るための大切な健診です。ぜひ、受けていただきますようお願いいたします。なお、健診を実施する医療機関によって助成を受ける方法が異なりますので、必ず下記をご参照ください。

【助成額】

令和7年度より

5,000円が上限となります。(1人1回まで)



【助成の流れ】

◇県立新庄病院で受診する場合

1か月児健診票の保護者記入欄に必要事項を記入し、1か月児健診受診時に窓口へ提出してください。

◇県立新庄病院以外で受診する場合

- ①1か月児健診票の保護者記入欄に必要事項を記入し健診受診時に持参する。
- ②受診した医療機関等で医師記入欄に記入してもらう。
- ③窓口で1か月児健診にかかった費用を全額支払う。
- ④受診日から半年以内に健康センターで償還払いの手続きをする。

【償還払いの申請に必要なもの】

- ・1か月児健康診査票(医療機関等で記入が済んでいるもの)
- ・1か月児健診を受けた医療機関等が発行した領収書
- ・振込先の預貯金通帳



【注意事項】

※医療機関によっては、受診票を使用できない場合があります。

その場合は全額自己負担となりますのであらかじめご了承ください。

担 当

最上町健康センター(健康福祉課)健康づくり推進室

電話：0233-43-3117